

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 6 月 14 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 186 号）の施行による。

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年立川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後						改正前					
別表（第3条関係）						別表（第3条関係）					
1 教育標準時間認定を受けた子どもに係る利用者負担額						1 教育標準時間認定を受けた子どもに係る利用者負担額					
各月初日の教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分						各月初日の教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分					
階層	定義			第1子	第2子	階層	定義			第1子	第2子
…略…	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…	…略…
C	A階層を除く当該年度分市区町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	当該年度分市区町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	ひとり親世帯等	7,550円	0円	C	A階層を除く当該年度分市区町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	当該年度分市区町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	ひとり親世帯等	15,100円	7,550円
	…略…	…略…	…略…	16,100円	8,050円		…略…	…略…	…略…	16,100円	8,050円
2及び3						2及び3					
備考						備考					
1～5						1～5					
6 子ども・子育て支援法施行令第14条の2に規定する特定被監護						…略…					

者等（以下「特定被監護者等」という。）が2人以上いる場合における支給認定保護者に係る支給認定子どもが利用している特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（子ども・子育て支援法施行令第14条の2に規定する特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育又は特例保育（以下「特定教育・保育等」という。）をいう。）に関する利用者負担月額は、当該特定教育・保育等に係る年度分の市区町村民税の所得割課税額が77,101円未満（保育認定を受けた子どもの世帯にあっては57,700円未満）であるときは、前2項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

- (1) 支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における最も年齢が高い支給認定子どもには第1子の利用者負担額を、次に年齢が高い支給認定子どもには第2子の利用者負担額を適用し、その他の支給認定子どもについては利用者負担額を0円とする。
 - (2) 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における最も年齢が高い支給認定子どもには第2子の利用者負担額を適用し、その他の支給認定子どもについては利用者負担額を0円とする。
 - (3) 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における支給認定子どもについては0円とする。
- 7 支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特定教育・保育等（保育に限る。以下この項において同じ。）のあった月においてひとり親世帯等に該当し、かつ、特定

被監護者等が2人以上いる場合の支給認定保護者に係る支給認定子どもが受けた特定教育・保育等に関する利用者負担月額は、当該特定教育・保育等に係る年度分の市区町村民税の所得割課税額が77,101円未満であるときは、前3項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

- (1) 支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における最も年齢が高い支給認定子どもには第2子の利用者負担額を適用し、その他の支給認定子どもについては利用者負担額を0円とする。
- (2) 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者がいる場合における支給認定子どもについては利用者負担額を0円とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この条例による改正後の立川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の規定は、平成28年4月分からの利用者負担額について適用し、同年3月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。